

現状と今後の取組（総括）

地震・津波被災地域：復興の「総仕上げ」の段階

被災者の心のケアなど残された課題に取り組むことが必要

原子力災害被災地域：復興・再生が「本格的に始まった」段階

引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

- ・避難生活の長期化や仮設住宅から恒久住宅への移行等の状況に応じた切れ目のない支援を実施
- ・今後も、高齢者等の見守り、心身のケア、コミュニティ形成支援、子どもの支援等を継続

2. 住まいとまちの復興

住まいの再建、インフラ整備は概ね完了

- ・災害公営住宅や高台移転による宅地造成、被災した道路・鉄道等の交通・物流網の整備は概ね完了
- ・土地区画整理等による造成宅地や集団移転による移転元地等の活用を後押し

3. 産業・生業の再生

生産設備は概ね復旧。水産加工業の販路開拓等を支援

- ・生産設備は概ね復旧しているが、被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に遅れ
- ・水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援

4. 福島復興・再生

帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

- ・事故収束に向けた取組を継続、環境再生に向けた取組を継続
- ・帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進、帰還困難区域における「特定復興再生拠点区域」整備、拠点区域外への帰還・居住に向け、帰還意向を個別丁寧把握し、避難指示解除の取組を推進
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の設立
- ・農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、風評被害への対応

福島県の復興・再生

令和2年3月、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除を実現。復興・再生が本格的に開始。

① 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

- ・ 中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ ALPS処理水の処分に関する基本方針を踏まえ、風評対策を全力で実施

② 除去土壌等

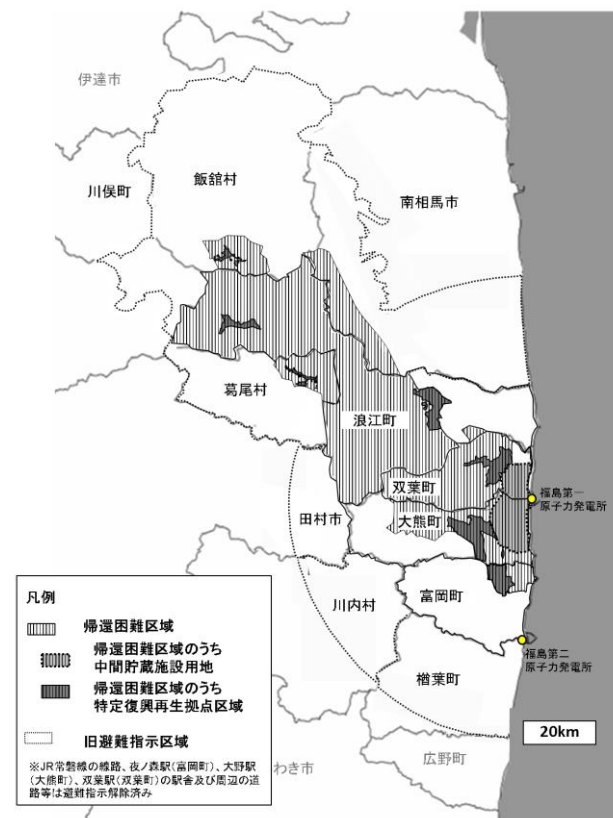
- (現状)・帰還困難区域を除き、8県100市町村の面的除染完了(平成30年3月)
- ・ 仮置場の約7割で原状回復、約1,246万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送済み(令和3年12月末)
- (取組)・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への輸送
- ・ 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

③ 帰還促進・生活再建

- (現状)・福島県全体の避難者数は減少(最大16.5万人→3.4万人)
- ・ 避難指示解除区域全体の居住者数は徐々に増加(約1.5万人)
- (取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備
- ・ 新たな住民の移住・定住の促進

④ 帰還困難区域の復興・再生

- (現状)・令和2年3月、双葉町(避難指示解除準備区域)の避難指示を解除
- ⇒ 帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示解除を実現
 - ・ JR常磐線の全線開通に合わせ、双葉駅、大野駅、夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除(令和2年3月)
- (取組)・6町村の特定復興再生拠点区域において、除染やインフラ等の生活環境整備等を推進
- ⇒ 2022年春以降(双葉町、大熊町、葛尾村)、2023年春頃(富岡町、浪江町、飯舘村)の避難指示解除を目指す
 - ・ 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の基本的方針を決定(令和3年8月)
 - ⇒ 2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。



避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)

⑤ 福島イノベーション・コースト構想

(現状)・拠点整備が進捗し、企業進出も進展。

- 廃炉分野
 - : 廃炉技術の開発、人材育成等
- ロボット分野
 - : ドローンの実証実験、
 - ワールドロボットサミットの開催
- エネルギー分野
 - : 再生可能エネルギーや
 - 水素等のエネルギー関連産業を創出
- 農林水産分野
 - : 先端技術の開発・実用化を推進
- 航空宇宙分野
 - : 航空エンジン等の航空宇宙産業の
 - 育成・集積
- 医療関連分野
 - : 医療関連産業の技術開発支援

(取組)・地元企業による新事業展開・取引拡大、
域外からの事業者の呼び込みの両輪

⑥ 福島国際研究教育機構の設立

- ・福島への創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成に取り組み、産業競争力強化や世界に共通する課題解決に資するイノベーションを創出する中核拠点として新設
- ・令和3年度に、基本構想を策定

東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町) (福島県運営)



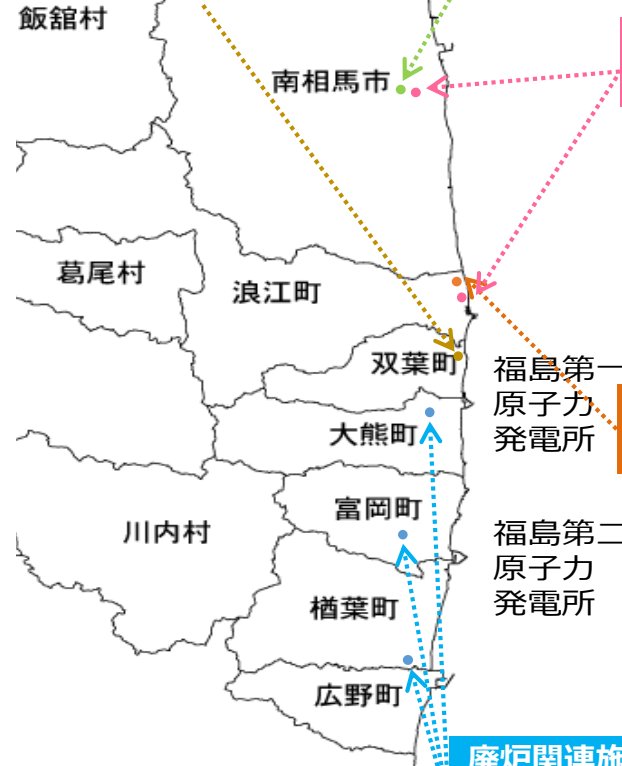
農林水産分野の先端技術の開発・実証 (例: ロボットトラクタ (南相馬市))



福島ロボットテストフィールド
(南相馬市、浪江町)
(福島県運営)



福島水素エネルギー研究フィールド
(浪江町)
(NEDO運営)



廃炉関連施設 (日本原子力研究開発機構)

- ① 大熊分析・研究センター (大熊町)
- ② 廃炉環境国際共同研究センター (富岡町)
- ③ 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町)



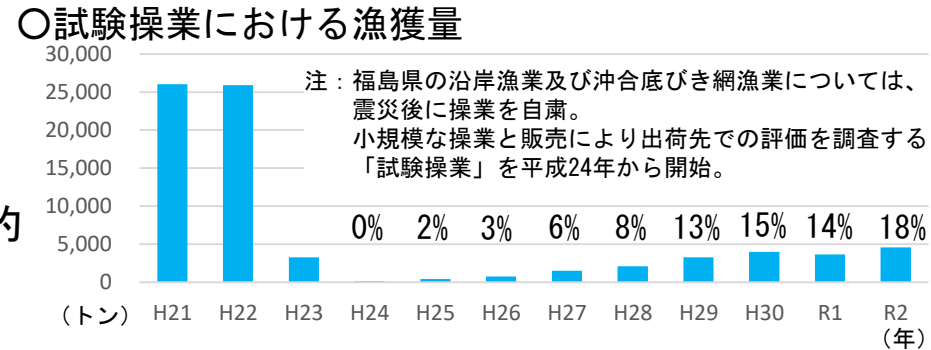
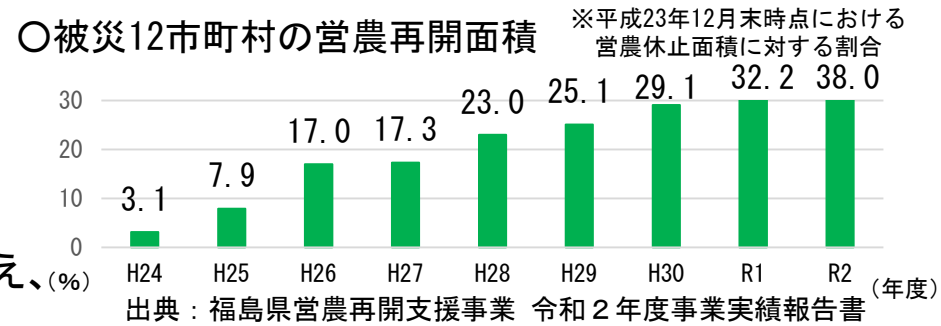
大熊分析・研究センター

廃炉国際共同研究センター

楡葉遠隔技術開発センター

⑦ 農林水産業の再生

- (現状)・原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の38%(令和2年度末時点)
- ・福島県の沿岸漁業等は、令和3年3月に試験操業を終え、本格操業への移行期間
 - その水揚量は震災前の18%(令和2年時点)
(沖合漁業等も含めた水揚量は震災前の36%(令和元年時点))
- (取組)・営農再開の支援
(大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値生産を展開する産地の形成)
- ・販路の開拓など本格的な操業再開に向けた支援
 - ・被災地産品への風評の払拭



プッシュ型動画広告を活用した分かりやすい情報発信の例 「おいしい福島」



令和2年度 第4弾
さかなくんさん(魚類学者、タレント)

令和3年度 第1弾
ぼる塾さん(お笑い芸人) **4**

⑧ 風評被害対策

- (現状)・福島県産と全国平均との価格差は回復基調だが、一部品目では全国平均を下回っている。
- ・輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、41か国・地域が規制を撤廃、14か国・地域が継続
- (取組)・福島県の農産物等の魅力について、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な媒体を活用して情報発信し安全性を訴えつつ、購買行動にもつなげる
- ・8月20日の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを取りまとめ

福島国際研究教育機構（検討経緯）

経緯等

- 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会 報告書（平成26年6月23日）
東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域の産業基盤を回復するために、イノベーションの創出により新たな産業基盤の構築を目指す構想をとりまとめ。
- 国際教育研究拠点に関する最終とりまとめー福島浜通り地域の復興・創生を目指してー
(令和2年6月8日・有識者会議（座長：坂根正弘（コマツ顧問））)
国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態、産学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて、具体的な提言をとりまとめ。
- 国際教育研究拠点の整備について（令和2年12月18日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設する。
 - ・ 令和3年秋までに新法人の形態を決定する。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日・閣議決定）【抜粋】
福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。
- 第31回復興推進会議 岸田総理発言（令和3年10月15日）【抜粋】
国際教育研究拠点について、長期・安定的な運営を可能とする仕組みの構築に向けて、関係大臣が自らのプロジェクトとして早急に検討を進め、復興大臣を中心に、政府を挙げて取り組みます。
- 国際教育研究拠点の法人形態等について（令和3年11月26日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 新法人の形態は、（略）法律（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）を想定）に基づき設立される特別の法人とする。
 - ・ 新法人の業務については、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が所掌事務の範囲内で内閣総理大臣とともに主務大臣として共管する。
 - ・ 令和3年度内に、（略）更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図る。
- 福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとする。
 - ・ 機構の設立は、令和5年4月とする。
 - ・ 機構の立地及び仮事務所の立地については、令和4年9月までの決定を目指して検討を進める。
- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律施行（令和4年6月17日）

拠点の目的

1. 原子力災害に見舞われた浜通り地域の復興・創生
(日本における究極の地方創生モデルを目指す)
2. 各省のタテ割を超えた研究開発の一元的実施と、実用化・新産業創出
3. 持続性のある人材育成
4. 福島復興研究の集積及び世界への情報発信

拠点の研究テーマ

新産業創出分野	<div style="background-color: #ffff00; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">ロボット</div> ○ドローン、空飛ぶクルマ、自動運転、サービスロボット、災害ロボット、インフラ点検ロボット等 ○機器開発、運行ルールや安全基準等の評価実証	ロボット・IoT等の最先端技術	産学官連携
	<div style="background-color: #ffff00; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">農林水産業</div> ○ICT技術を活用したスマート農業、フードチェーン全体のICT化、ほ場の土と水のデータ分析(見える化)等 <div style="background-color: #ffff00; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">エネルギー</div> ○次世代産業のキーデバイスとなるバッテリー等		
原発事故対応・環境回復分野	<div style="background-color: #ffff00; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">廃炉・廃炉技術応用</div> ○ロボット、放射線センサー、耐放射線機器等		
	<div style="background-color: #ffff00; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">放射線安全・健康、リスクコミュニケーション</div> ○健康・環境影響フォロー、放射線医療 ○風評・リスクコミュニケーション等		

有識者委員

【座長】

坂根正弘(コマツ顧問)

【委員】

上山隆大

(総合科学技術・イノベーション会議委員)

神田玲子

(放医研・放射線防護情報統合センター長)

斎藤保

(福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長)

生源寺眞一

(福島大学食農学類長)

関谷直也

(東大大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授)

田所諭

(東北大大学院情報科学研究科教授)

中岩勝

(産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所所長)

永田恭介

(筑波大学長)

米良はるか

(READYFOR株式会社代表取締役CEO)

山崎直子

(元JAXA宇宙飛行士)

山名元

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長)

【オブザーバー】

文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、福島県

国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ(抜粋)

ー福島浜通り地域の復興・創生を目指してー

令和2年6月8日 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議
(座長: 坂根正弘(コマツ顧問))

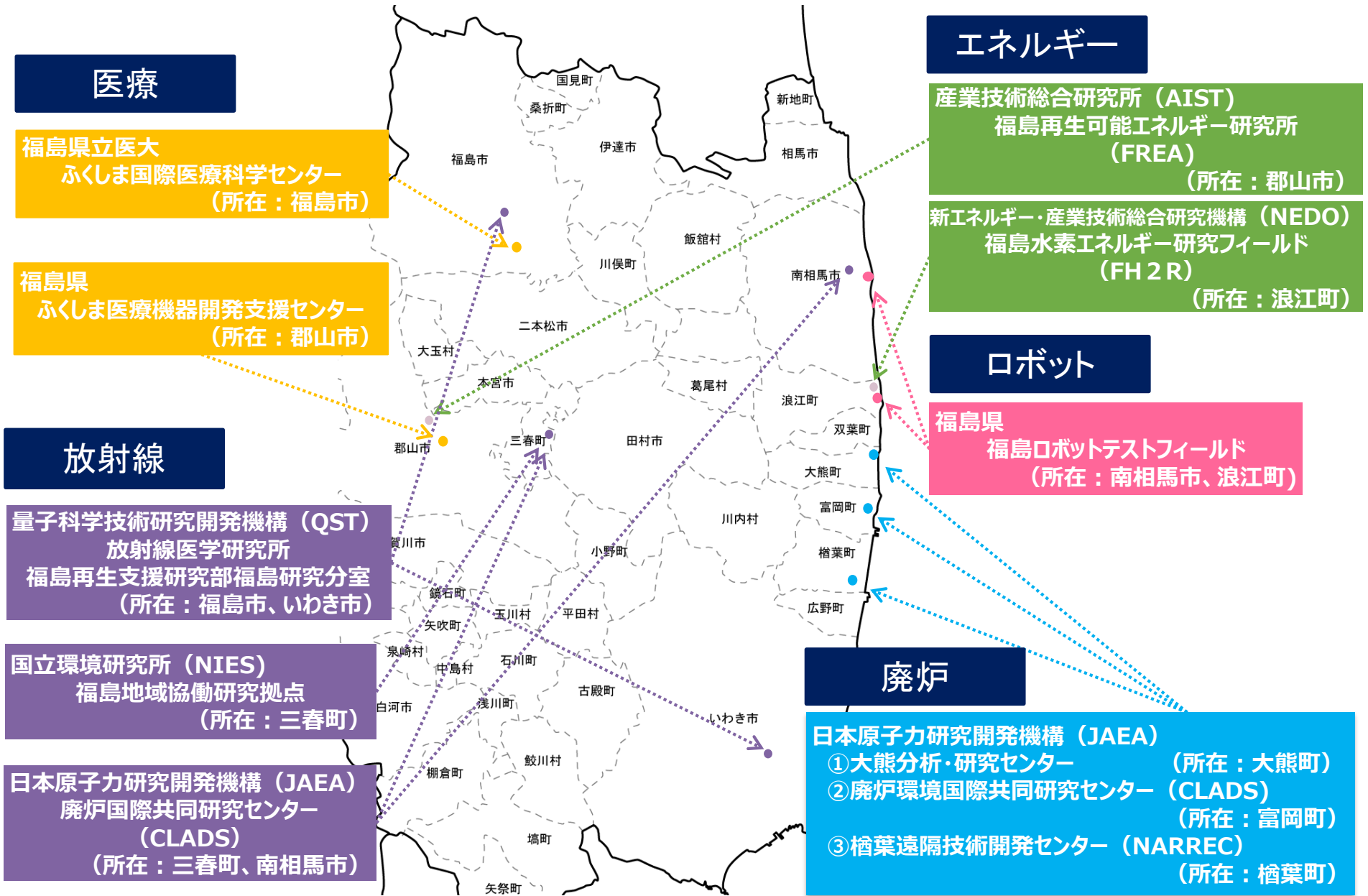
福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域の産業基盤を回復するために、イノベーションの創出により新たな産業基盤の構築を目指す福島復興再生特別措置法に位置付けられた国家プロジェクトである。

同構想は、これまで、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産業等を重点分野と位置付け、研究開発に係る施設の整備やプロジェクトの具体化、産業集積に向けた取組が順次進められてきている。

一方で、同構想は、未だ、局所的、個別の取組にとどまっており、全体が連携した広がりのある取組にまでは至っておらず、また、人材育成を持続的に担う体制が未だ不十分である等の課題がある。

今後、同構想を更に加速し、福島浜通り地域の復興・創生を実現していくためには、魅力ある新産業を創出するとともに、様々な分野の研究者や技術者を育成することが重要であり、そのための司令塔となる中核的な拠点の整備が必要である。(略)

(参考)福島県内に立地する研究施設等(例)



国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、「**創造的復興の中核拠点**」として**国際教育研究拠点を新設**し、以下の実現を図る。

- ① 国内外の英知を結集し、福島の**創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す

新拠点の全体像

機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する。**

(1) 研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合**させて取り組み、**社会実装・産業化**を実現し、**産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等を図りつつ更に具体化。

(2) 人材育成機能

- **大学院生等**（連携大学院制度の活用）、**小中高校生等**（高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築）、**地元企業等**（共同研究）を対象とする**人材育成**を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置**し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。
- **関係省庁が参画**する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、**令和3年秋までに新法人の形態を決定**。

研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視**の研究を推進（**DX**に対応した体制構築を含む）。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの**積極的な投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境**の整備を推進。

新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

国際教育研究拠点の法人形態等について（概要） [令和3年11月26日復興推進会議決定]

「**創造的復興の中核拠点**」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能

（1）研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、**福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発**を実施する。

（2）産業化機能

- 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、**社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進**する。

（3）人材育成機能

- **連携大学院制度**を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による**産官学一体となった人材育成**の推進、**地元の小中高校生等に対する連続的な人材育成**等を行う。

法人形態等

- 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、**法律に基づき設立される特別の法人**とする。

- ・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）
- ・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- ・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- ・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- ・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

- 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画**することを目指す。

- 新拠点の立上げに当たっては、**各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に**、将来規模を拡大する必要性が生じた際にも対応できる**立地を検討**する。

（参考）・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

- **関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管**。
- **長期・安定的に運営**できるよう、**復興財源等で予算を確保**するとともに、**外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行**。

今後の予定

- **新法人の設立法案**について**次期通常国会への提出**を図る。令和3年度内に**基本構想**を策定。
- **令和4年夏**を目途に策定する**研究開発基本計画**の策定作業と併せて、新拠点に整備する**施設の具体的な検討**を進め、福島県からの意見を尊重して**立地を決定**。

福島国際研究教育機構 基本構想（概要）

[令和4年3月29日復興推進会議決定]

福島国際研究教育機構は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとするとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

機能

(1) 研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野の研究開発を実施。

(2) 産業化機能

- 機構発ベンチャー企業への出資等を通じ、**産学連携体制を構築**。
- **最先端の設備や実証フィールドの活用、大胆な規制緩和等**により、国内外関係者の参画を推進。
- **戦略的な知的財産マネジメント等**により、研究者のインセンティブを確保。

(3) 人材育成機能

- **連携大学院制度**を活用。IAEA^(注1)等と連携し、**廃炉現場**にも貢献し得る**国際研究者**を育成。
- **高等専門学校**との連携。**小中高校生等**が 先端的な研究に触れる多様な機会を創出。
- **企業人材・社会人**向けの専門教育やリカレント教育を通じ、**産業化に向けた専門人材**を育成。

(4) 司令塔機能

- **協議会**を組織し、既存施設等の取組に**横串を刺す司令塔**としての機能を最大限発揮。
- 研究の加速や総合調整を図る観点から、**JAEA^(注2)・QST^(注3)・NIES^(注4)の放射性物質の環境動態研究に係る部分**を機構に**順次統合**。**福島ロボットテストフィールド**の機構への統合に関して**福島県と協議**。農林水産業、エネルギー等の分野の**関連予算**を機構に**集約**。

(注1)国際原子力機関 (注2)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (注3)国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (注4)国立研究開発法人国立環境研究所

組織・運営

(1) 機構の組織

- **高度な研究開発等の知見とマネジメント能力を有する理事長**の下で、分野横断的・融合的かつ**戦略的・柔軟**に研究開発等を進める。**外部有識者によるアドバイザー体制**を設ける。
- 機構の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**50程度の研究グループ**により**数百名の国内外の優秀な研究者等**が参画することを想定。

(2) 人材確保・環境整備

- **他にはない特色ある研究テーマ、国際的に卓越した人材確保の必要性や成果・能力に応じて柔軟に設定した給与等の水準、若手や女性の積極的な登用、世界水準の研究にふさわしい設備**など、研究者にとって**魅力的な研究環境**を整備。
- 毎年度の予算計上に当たっては、**複数年にわたる研究開発等を円滑に実施**できるよう、**様々な手法の活用**を検討。

(3) 財源措置等

- 機構が**長期・安定的に運営**できるよう**必要な予算を確保**。復興特会終了以降も見据え、**外部資金や恒久財源**による運営への移行を**段階的・計画的**に進める。
- 機構の**円滑な設立及び運営**が可能となるよう、**必要な税制上の措置**を検討。

施設・立地

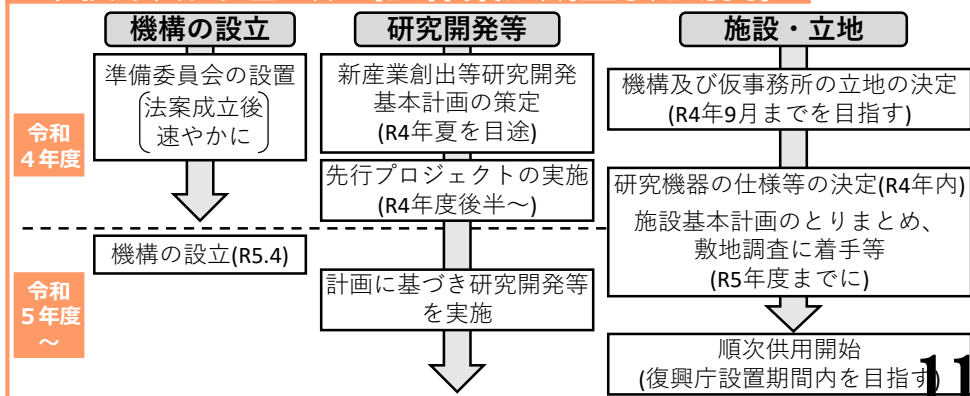
(1) 機構の施設

- **機構に必要な施設を新たに整備**。敷地は**10万m²程度**を想定。当初の施設整備は**国が実施**。
- 機構の設立時点で、**職員数十名規模の仮事務所**を設置。仮事務所においては、機構の施設が整備されるまでの間、**中期計画に定める研究開発等、協議会の運営、施設整備に係る業務等**を実施。

(2) 機構の立地

- 機構の施設及び仮事務所については、**避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえた福島県からの意見を尊重して国が決定**。
- 立地の検討に当たっては、自然災害リスク、土地の形質・取得のしやすさなどの**円滑な施設整備の観点**、研究者にとっての**生活環境**、**地元市町村の復興・まちづくり計画等との関係**、**地元の理解・協力**等を考慮。**将来、規模を拡大する必要が生じた際にも対応**できるよう検討。隣接する地域において、**民間企業の進出**を含め、**機構の地域への波及効果が十分に発揮**できるよう留意。

今後のスケジュール（法律案が成立した場合）



福島国際研究教育機構における主な研究開発の内容

【①ロボット】

- 廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能な、
 - 高い専門性・信頼性を必要とする作業を遠隔で実現する遠隔操作ロボットやドローンを開発
 - 福島ロボットテストフィールドの活用等を通じて、性能評価手法の開発や海外機関等との連携も推進



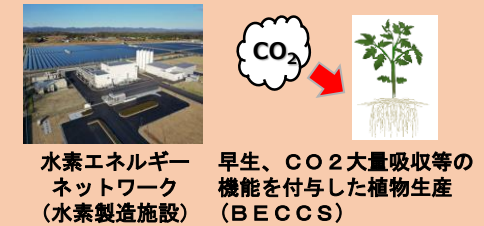
【②農林水産業】

- 農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けて、
 - 労働力不足に対応した生産自動化システム等の実証を推進
 - 有用資源の探索・活用のため、大学・企業等が利用可能な共用基盤を提供、企業ニーズに応じた試験栽培等を展開



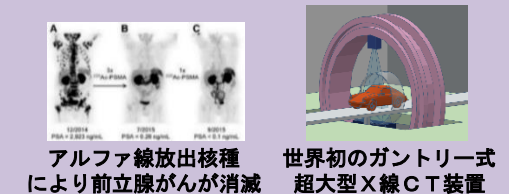
【③エネルギー】

- 福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とするため、
 - 水素利用と再生可能エネルギー利用の最適なバランスを確立し、地産地消で面的に最大限活用する水素エネルギーネットワークを構築・実証
 - 未利用地等を活用して世界最先端のネガティブエミッション技術（植物等による二酸化炭素の固定化）の実証・実装を推進



【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

- オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先端的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現するため、
 - アルファ線放出核種等を用いた新たなR I医薬品の開発など世界最先端の研究開発を一体的に推進
 - 自動車、航空機体、風力発電ブレード等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化・モデル化して活用する技術を開発（ものづくりDX）



【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

- 自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献するため、
 - 放射性物質の環境動態を解明・発信
 - 国際機関との連携等により、福島復興に関して調査・研究・情報発信を行う



福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

（1）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（2）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣**（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画**（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）**を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- （1）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （2）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （3）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （4）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- （5）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （1）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （2）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （3）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資**や**人的・技術的援助**を行う。
- （4）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：令和4年6月17日

福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

- 内閣総理大臣
- 文部科学大臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

福島国際研究教育機構

〔福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人〕※R5.4設立予定

理事長のリーダーシップの下で、
研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境（国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備）
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

機構が取り組むテーマ ※R4夏を目途に新産業創出等研究開発基本計画を策定予定

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ドローン



遠隔操作ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現



生産自動化システムの実証



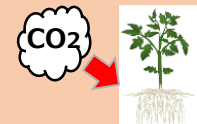
有用資源の探索・活用

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



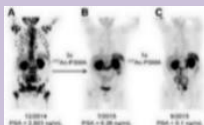
水素エネルギーネットワークの構築・実証



ネガティブエミッション技術

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用等



新しいIRI医薬品によるがん治療



超大型X線CT装置（ものづくりDX）

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等 放射性物質の環境動態研究



研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある上記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
 - 地域の未来を担う若者世代
 - 企業の専門人材等
- に対する人材育成

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

福島県及び市町村が取り組むまちづくりと緊密に連携した国による施設整備

<まちづくり>

- 研究開発の成果の還元・実装等を通じた産業集積・人材育成
- 研究人材等が居住・滞在の形で福島浜通り地域等に集積

緊密に連携

<機構の施設>

- 機構の敷地は10万㎡程度を想定
- 機構の設立時点（R5.4）で、職員数十名規模の仮事務所を設置

<機構及び仮事務所の立地>

- 市町村の提案を踏まえた福島県からの意見を尊重してR4.9までに決定を目指す